

第5条（利用料の返還）

採用決定者が、開始日以降に、自己都合による退職または甲の就業規則に基づき普通解雇に至った場合において、甲が乙に対し、当該退職事由を客観的に証明できる書面（退職願の写し、退職証明書、解雇通知書等の書面で、当該書面の作成者の署名又は記名と押印があるもの）を速やかに提出したときに限り、乙は、以下の各号に基づき、甲に対し、支払済みの本利用料の一部を返還するものとする。

乙は、以下の各号に基づき、甲に対し、支払済みの本利用料の一部を返還するものとする。

1. 開始日後1ヶ月以内に退職に至った場合：本利用料の50%

2. 開始日後3ヶ月以内に退職に至った場合：本利用料の30%

ただし、以下の事由により退職した場合は返還の対象外とする。

（ア）採用決定時の労働条件（勤務地・職責・報酬等）が甲の都合により著しく変更された場合

（イ）職場環境におけるハラスメントその他甲の責に帰す事由によるもの

（ウ）甲による労働基準法その他の法令に違反する配置・業務命令、又は、採用決定者に精神疾患等を発症させたと合理的に判断される取扱いがあった場合